

## 都市公園等事業の新規採択時評価の評価指標及び判断基準(案)

(平成 11 年 1 月 20 日通知)

(平成 12 年 12 月 7 日改定)

(平成 14 年 4 月 1 日改定)

(令和 4 年 3 月 3 1 日改定)

都市公園等事業における新規事業採択時評価は、国土交通省所管公共事業の新規採択時評価実施要領、都市公園等事業の新規採択時評価実施要領細目による他、1に定める新規採択事業について、2から5に定める評価方法及び評価指標等により実施するものとする。

### 1 新規採択事業の定義

都市公園等事業に係る新規採択時評価を必要とする新規採択事業の定義は、以下に該当するものとする。

- 1) 予算要求年度までに、補助事業として一度も採択を受けていない事業
  - 2) 過去に補助事業としての採択を受けたものについては、予算要求年度以前の5年間補助事業を休止している事業
- (但し、現在の補助採択要件を満たさない都市公園等は補助対象外)

### 2 新規採択時の評価方法

都市公園等事業における新規採択時の評価方法は、以下によるものとする。

- 1) 費用対効果分析による評価
- 2) 都市公園等事業の新規採択時評価の客観的評価指標(案)に基づく評価
- 3) 防災公園(広域避難地となる防災公園)の整備効果評価基準(案)に基づく評価

ただし、1)については、都市公園等事業の新規事業採択時評価実施要領細目第2の(4)に掲げる事業で1箇所当たりの事業費が、市町村事業は2.5億円未満、都道府県事業は5億円未満であるもの、同(5)に掲げる事業で1箇所あたりの事業費が2.5億円未満のものを除く。3)については広域避難地となる防災公園のみを対象とする。

### 3 費用対効果分析

費用対効果分析については、別に定める「大規模公園費用対効果分析手法マニュアル」、「小規模公園費用対効果分析手法マニュアル」または「グリーンインフラ活用型都市構築支援事業の費用対効果分析手法マニュアル」等により実施するものとする。

### 4 新規採択時評価の客観的評価指標(案)

新規採択時評価の客観的評価指標(案)については、別紙1によるものとする。

## 5 防災公園(広域避難地となる防災公園)の整備効果評価基準(案)

防災公園(広域避難地となる防災公園)の整備効果評価基準(案)については、別紙2によるものとする。

〈都市公園等事業の新規採択時評価の客観的評価指標(案)〉

① 新規事業箇所の採択に当たっては、各判断事項及び判断基準ごとに評価を行い、これらの評価の合計値をもって、総合評価基準に照らし、総合評価ランク A以上となる箇所について新規事業箇所採択の対象とする。

なお、以下の各判断基準以外に、個別の事業の特性等から事業の優良性等が判断される事項がある場合は、その特性等を判断基準として設定することを可能とする。

② 総合評価基準の判定結果を踏まえ、予算枠、完了箇所数等の諸要素を考慮し、新規事業箇所採択を決定する。

【総合評価基準】

| 各判断基準ごとの評価(○)の総合計数 | 総合評価ランク | 判定    |
|--------------------|---------|-------|
| 7以上                | AA      | 採択対象  |
| 5～6                | A       |       |
| 3～4                | B       | 採択対象外 |
| 2                  | C       |       |
| 1                  | D       |       |

【各判断基準及び判断基準ごとの評価】

| 観点      | 判断事項                          | 判断基準                        | 評価  |
|---------|-------------------------------|-----------------------------|-----|
| 必要性・緊急性 | 都市の災害に対する安全の確保                | (防災公園等の種別)                  |     |
|         |                               | 災害時における広域避難地となる防災公園         | ○○○ |
|         |                               | 災害時における一次避難地となる防災公園         | ○○  |
|         |                               | 災害時における広域防災拠点となる防災公園        | ○○  |
|         |                               | 防災緑地緊急整備事業                  | ○○  |
|         |                               | 流域水害対策計画、下水道中期経営計画への位置づけ(※) | ○   |
|         |                               | その他の防災に資する公園                |     |
|         | 都道府県地域防災計画、地震緊急事業五箇年計画等への位置づけ | ○○                          |     |
|         | 市町村地域防災計画、国土強靱化地域計画のみに位置づけ    | ○                           |     |

| 観点      | 判断事項           | 判断基準  | 評価                        |
|---------|----------------|---|---------------------------|
| 必要性・緊急性 | 都市の災害に対する安全の確保 | (公園施設への配慮)<br>備蓄倉庫その他の災害応急対策施設の整備<br>複数種類の災害応急対策施設<br>一種類の災害応急対策施設<br>避難収容施設、延焼防止林等防災性の向上   | 〇〇<br>〇<br>〇              |
|         | 国家的・国際的イベントの実施 | ワールドカップ等国际イベントの会場<br>国体・都市緑化フェア等の主・サブ会場<br>地方ブロック大会等の主会場又は国体等の一会場<br>地方ブロック大会又は県大会等の会場  | 〇〇〇<br>〇〇〇<br>〇〇<br>〇     |
|         | 計画への位置づけ       | 緑の基本計画、市町村都市マスタープラン、立地適正化計画への位置づけ<br>緑のマスタープラン又は都道府県広域緑地計画に位置づけ<br>都市計画決定済で、かつ、防災公園等整備プログラムに位置づけ  | 〇〇<br>〇〇<br>〇             |
| 効率性     | 他事業との連携        | 生態系の保全のための環境整備を総合的に行うことを目的として、関係省庁における関連事業と連携するもの<br>産業廃棄物処理事業と連携するもの<br>福祉施設整備事業と連携するもの<br>複数の事業主体で実施(※)<br>公園緑地の整備、公共公益施設の緑化、民間建築物の緑化、緑化施設の整備、市民農園の整備のうち、2つ以上の事業を実施(※)<br>その他の他事業との連携事業 | 〇〇<br>〇〇<br>〇〇<br>〇〇<br>〇 |
|         | 公園事業間の連携       | 国営公園との連携事業<br>地方公共団体の公園同士の連携事業  | 〇〇<br>〇                   |
|         | 用地買収を行わない公園事業  | 借地方式、国公有地の活用<br>下水処理場、河川敷等の有効活用   | 〇〇<br>〇〇                  |

| 観点  | 判断事項   | 判断基準  | 評価             |
|---|--|---|----------------|
| 効率性   | 民間活力の導入  | P P P / P F I スキームを活用した公園施設の整備<br>公園施設整備への民間活力の導入等  | 〇〇〇<br>〇       |
|   | 社会課題に対応した<br>都市公園機能の向上                                 | (事業の内容)<br>社会課題対応型都市公園機能向上促進事業  | 〇〇〇            |
| 優<br>良<br>性<br>・<br>先<br>導<br>性   | 都市環境の改善、自<br>然との共生                                     | (事業の内容)<br>環境ふれあい公園、都市緑化植物園等  | 〇〇             |
|   |  | (公園計画への配慮)<br>公園の緑被面積率50%以上<br>市街地の緑地面積5%以下<br>実施エリアの緑地面積5%以下 (※)                                   | 〇<br>〇<br>〇    |
|   | 長寿・福祉社会への<br>対応  | (高齢者、障害者への配慮)<br>福祉施設等と一体となった公園の整備(管理運営<br>の一体化を含む場合)<br>同上(管理運営の一体化を含まない場合)<br>バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化 | 〇〇〇<br>〇〇<br>〇 |
|   |  | (健康づくりのための公園施設)<br>健康運動施設の整備<br>感染症対策<br>市民農園の整備  | 〇〇<br>〇〇<br>〇  |
| (身近な都市公園等の整備)<br>歩いて行ける範囲の公園等<br>近隣・地区公園ゼロ地域での近隣・地区公園<br>近隣・地区公園の整備率が25%以下の地区<br>D I D区域内<br>住宅・宅地開発の支援、都心居住の促進 |  | 〇〇〇<br>〇〇<br>〇<br>〇   |                |
| 広域的レクリエーシ<br>ョン活動への対応等  | (公園種別の広域性)<br>大規模公園の整備<br>都市基幹公園の整備<br>緩衝緑地・緑道・地区公園の整備 | 〇〇〇<br>〇〇<br>〇  |                |

| 観点              | 判断事項               | 判断基準   | 評価                          |
|-----------------|--------------------|--|-----------------------------|
| 優良性<br>・<br>先導性 | 広域的レクリエーション活動への対応等 | (地域間交流の活性化)<br>オートキャンプ場の整備<br>観光等地域活性化への貢献   | ○<br>○                      |
|                 | 個性と活力ある都市<br>農村づくり | (地域の活性化)<br>中心市街地活性化広場公園整備事業<br>緑とにぎわいのまちなか公園<br>商業地域、近隣商業地域内<br>カントリーパーク<br>地域活性化拠点公園                             | ○○<br>○○<br>○<br>○○<br>○    |
|                 | 事業の効果発現(※)         | 防災・減災効果に係る指標等<br>定量的な指標等を設定<br>定性的な指標等を設定<br>都市の生産性向上効果に係る指標等<br>定量的な指標等を設定<br>定性的な指標等を設定<br>その他、多面的な機能に着目した指標等を設定 | ○○<br>○<br><br>○○<br>○<br>○ |

| 観点      | 判断事項      | 判断基準   | 評価   |
|---------|-----------|--|--|
| 優良性・先導性 | その他       | (新たな社会システムへの対応)<br>再生資源活用緑地整備事業<br>緑のリサイクル、建設副産物のリサイクル<br>廃熱、処理水、雨水・河川水・地下水、自然エネルギー等の活用<br>新技術の活用<br>計画・設計への住民参加<br>管理への住民参加   | 〇〇<br>〇<br>〇<br><br>〇<br>〇<br>〇                      |
|         |           | (自然や文化面での優良性)<br>植生自然度の状態<br>良好な極相林等を含む植生の保存・活用<br>良好な二次林等を含む植生の保全・活用<br>絶滅危惧種等の保存、繁殖<br>希少種等の保存、繁殖<br>世界文化遺産・ラムサール条約等国际レベルの指定地及び周辺の保全・活用<br>古都保存法、文化財保護法等に基づく指定地及び周辺の保存・活用<br>国レベル指定<br>都道府県レベル指定 | <br><br>〇〇<br>〇<br>〇〇<br>〇<br>〇〇〇<br><br><br>〇〇<br>〇 |
| 継続性     | 事業の持続性(※) | 事業で整備する施設について、民間事業者や地権者等との間で適切な維持管理に関する協定を締結するなど、持続性を担保する手立てが講じられていること   | 〇〇   |
|         |           | 事業の設計段階からランニングコストを低減させる工夫により、維持管理コスト縮減の取り組みが図られていること   | 〇〇   |

(※)グリーンインフラ活用型都市構築支援事業のみに適用